

老老発第 5 号
平成13年2月22日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

医療法等の改正に伴う通知の一部改正について

今般、「医療法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第141号）の施行等に伴い「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月厚生省告示第19号）及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月厚生省告示第21号）が改正されたところであるが、これに伴い「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）について、下記の通り改正し、平成13年3月1日より適用することとするので、貴都道府県内市町村及び関係者に対して、遺憾のないよう周知を図られたい。

記

1. 第2の8(10)の①中「病院療養型病床群療養環境減算(Ⅰ)」を「病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)」に、「病床転換による療養型病床群に係る病室（以下「転換型病室」という。）」を「療養型基準附則第七条に規定する病床転換による旧療養型病床群又は医療法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第四十一条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室」に、「病院療養型病床群療養環境減算(Ⅱ)」を「病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)」に改める。
2. 第2の8(10)の②中「病院療養型病床群療養環境減算(Ⅱ)」を「病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)」に、「病院療養型病床群療養環境減算(Ⅲ)」

を「病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）」に改め、同②のイ中「転換型病室」を「療養型基準附則第七条に規定する病床転換による旧療養型病床群に係る病室」に改める。

3. 第2の8（10）の③中「病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）」を「病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）」に改める。
4. 第2の8（10）の④中「診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）」を「診療所療養病床療養環境減算（Ⅰ）」に、「診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）」を「診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）」に改め、同④のイ中「病床転換による診療所療養型病床群に係る病室であって、」を「療養型基準附則第十二条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室にあっては、」に、「未満であること。」を「未満であること。平成13年医療法施行規則等改正省令附則第四十一条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。」に改める。
5. 第2の8（10）の⑤中「診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）」を「診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）」に改める。
6. 第2の8（10）の⑥中「病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）」を「病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）」に、「診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）」を「診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）」に改める。

(別添)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の一部改正について

(下線部が改正部分)

改正後	改正前
第2の8 (10) 療養環境減算の適用について ① <u>病院療養病床療養環境減算（I）の基準</u> <u>病院療養病床療養環境減算（I）</u> は、 <u>療養型基準附則第七条</u> に規定する病床転換による <u>旧療養型病床群又は医療法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第四十一条の規定の適用</u> を受ける <u>療養病床に係る病室</u> であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満である場合に適用されること（ただし、 <u>病院療養病床療養環境減算（II）又は（III）</u> の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号イ） ② <u>病院療養病床療養環境減算（II）の基準</u> <u>病院療養病床療養環境減算（II）</u> は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（ただし、 <u>病院療養病床療養環境減算（III）</u> の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号ロ） イ <u>療養型基準附則第七条</u> に規定する病床転換による <u>旧療養型病床群に係る病室</u> であつ	第2の8 (10) 療養環境減算の適用について ① <u>病院療養型病床群療養環境減算（I）の基準</u> <u>病院療養型病床群療養環境減算（I）</u> は、 <u>病床転換による療養型病床群に係る病室（以下「転換型病室」という。）</u> であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満である場合に適用されること（ただし、 <u>病院療養型病床群療養環境減算（II）又は（III）</u> の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号イ） ② <u>病院療養型病床群療養環境減算（II）の基準</u> <u>病院療養型病床群療養環境減算（II）</u> は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（ただし、 <u>病院療養型病床群療養環境減算（III）</u> の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号ロ） イ <u>転換型病室</u> であって、1の病室の病床数が4床を超えているか、又は入院患者1人当

<p>て、1の病室の病床数が4床を超えていいるか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が</p> <p>6. 4平方メートルに満たないこと。</p> <p>③<u>病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）の基準</u></p> <p><u>病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）</u>は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号ハ）。</p> <p>④<u>診療所療養病床療養環境減算（Ⅰ）の基準</u></p> <p><u>診療所療養病床療養環境減算（Ⅰ）</u>は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（ただし、<u>診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）</u>の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十三号において準用する施設基準第七号イ）</p> <p>イ <u>療養型基準附則第十二条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室にあっては、1の病室の病床数が4床を超えていいるか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6. 4平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定で1. 8メートル（両側に居室がある場合については、2. 7メートル）未満であること。</u></p> <p><u>平成13年医療法施行規則等改正省令附則第四十一条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1. 8メートル（両側に居室がある廊下については、2. 7メートル）未満であること。</u></p> <p>⑤<u>診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）の基準</u></p> <p><u>診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）</u>は、次のいずれかに該当する場合に適用されること</p>	<p>たりの病室の床面積が6. 4平方メートルに満たないこと。</p> <p>③<u>病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）の基準</u></p> <p><u>病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）</u>は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（施設基準第十二号において準用する施設基準第六号ハ）。</p> <p>④<u>診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）の基準</u></p> <p><u>診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅰ）</u>は、次のいずれかに該当する場合に適用されること（ただし、<u>診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）</u>の適用を受ける場合を除く。）。（施設基準第十三号において準用する施設基準第七号イ）</p> <p>イ <u>病床転換による診療所療養型病床群に係る病室であって、1の病室の病床数が4床を超えていいるか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6. 4平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定で1. 8メートル（両側に居室がある廊下については、2. 7メートル）未満であること。</u></p> <p><u>平成13年医療法施行規則等改正省令附則第四十一条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあっては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1. 8メートル（両側に居室がある廊下については、2. 7メートル）未満であること。</u></p> <p>⑤<u>診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）の基準</u></p> <p><u>診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）</u>は、次のいずれかに該当する場合に適用されること</p>
--	---

(施設基準第十三号において準用する施設基準第七号口)。	と(施設基準第十三号において準用する施設基準第七号口)。
⑥特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合	⑥特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合
特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合にあっては、当該病室に入院している患者について、 <u>病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）</u> 若しくは <u>診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）</u> を適用するものとすること。	特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合にあっては、当該病室に入院している患者について、 <u>病院療養型病床群療養環境減算（Ⅲ）</u> 若しくは <u>診療所療養型病床群療養環境減算（Ⅱ）</u> を適用するものとすること。